

練馬区立光が丘秋の陽小学校

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る問題でもある。
- 未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- いかなる場合でも被害者の側に寄り添い対応する。
- 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。また、学校・家庭・地域が一体となって、継続的に取り組みを進めていく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 校長をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」をもち、学校は、何があっても児童を守るとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対し働きかけを行う。
- (3) いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめをした児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

校長のリーダーシップの下「学校いじめ防止基本方針」を作成し、その内容について全教職員で共通理解を図り、児童の指導にあたる。

【いじめ防止に向けた取組】

取り組み	時期	内 容
いじめについての講話や授業	4月 6月 11月 2月	・全校朝会での講話 ・道徳の時間、学級活動などでの授業
スクールカウンセラーとの面接	5月 6月	・5年生児童とスクールカウンセラーによる面接の実施
ふれあい月間	6月 11月 2月	・あいさつ運動 ・「いじめ一掃プロジェクト」に関わる標語の作成 (11月) ・クリーン運動(11月) ・ありがとうメッセージ(2月)
アンケート	6月 11月 2月	・いじめの早期発見や防止に関わる項目について、全児童を対象に実施 ・アンケート結果を集約、および、検討
心のふれあい相談員との面接	6月以降	・3年生児童と心のふれあい相談員による面接の実施

② 組織の設置

ア. いじめ防止、早期発見を中心とした組織

- ・生活指導委員会で、児童の様子を把握し、いじめ防止、早期発見に努める。

イ. 重大事態への対応にあたる組織

- ・校長、副校長、生活指導部（養護教諭、特別支援コーディネーターを含む）、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員＋当該学年の担任、その他校長が必要と認める者からなる「いじめ等対応支援委員会」を設置する。
- ・重大事案発生時には、管理職の指示により対応支援委員会を招集し、事態の把握と対策の検討を行う。

（２）いじめの未然防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア. 道徳教育の充実

- ・全教育活動を通して「人権尊重」「生命尊重」「思いやり」の精神を育み、「いじめをしない・させない・許さない」という土壌を築く。なお、指導の内容や方法については、児童の発達段階や実態に応じて題材や資料等を十分に検討して取り組む。

イ. 豊かな心とコミュニケーション能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて、豊かな心とコミュニケーション能力の育成を図っていく。朝の読書や本の読み聞かせなどを通じて、感受性を育んでいく。また、様々な場面で交流活動を充実させ、発達段階に応じて聴く力や表現力を身に付けていけるようにする。

ウ. 異学年交流の推進

- ・縦割り班活動・集会・学校行事などでは、異学年交流を推進し、人を思いやる心と助け合い・協力し合う態度の育成を図る。

エ. 情報モラル教育の充実

- ・児童の発達段階に応じて、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール・マナーを守ろうとする態度等養うため、情報モラル教育の充実を図る。
- ・「SNS秋の陽小ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。

オ. 児童が安心して過ごせる環境作りの推進

- ・授業や行事、学級での係活動や委員会活動、クラブ活動の中で、児童が主体的に活動し、自己有用感や自己肯定感がもてるように活動内容を工夫していく。
- ・児童がいつでも気軽に相談できる環境を整えていく。また、全教職員、スクールカウンセラー、心の相談員の情報交換を密にし、問題に対応できる体制を整えておく。

児童の自尊感情を高める言葉

- 「それはいいところに気が付いたね。」
- 「あの時立派だったよ。すごいね。」
- 「ああすることはとても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢は素晴らしいね。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「〇〇さんは、友達のことが思いやれて素敵だね。」

② 「あいさつ」の充実と推進

「あいさつ」は人間関係を形成する基本であるとの認識から、「あいさつ」を生活指導の重点の一つとし以下の取り組みを実施していく。

ア. 看護当番による校門でのあいさつ指導

イ. 全校朝会時、6年児童が行う輪番でのあいさつ（放送）

ウ. ふれあい月間で行うあいさつ運動

③ 教職員の指導力の向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり専門家等を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意し、体罰についても研修を行う。
- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。
- 人権を基盤とした教育・研修等のプログラムを使って、人権教育の向上を図る。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
- 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

いじめのサインへの気づきと迅速な対応

こんな様子が見られるようになったら

- ☐ 遅刻・欠席が増える
- ☐ 教室に入りたがらない
- ☐ 急に学習への意欲を失う
- ☐ 当番活動や休み時間に一人である場面が多い
- ☐ 休み時間は、職員室や保健室、ふれあい相談室の近くにいる
- ☐ 紛失物が多くなる
- ☐ 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える
- ☐ 給食を食べ残すことが多くなる
- ☐ からかわれることが多くなる
- ☐ 遊びの仲間に入れない
- ☐ 表情が暗くなる
- ☐ 仕事を押し付けられる
- ☐ ケガやキズが多くなる



迅速な対応を心がける

- ☐ 当該児童の様子を注意深く見守る
- ☐ 自然な声かけを行い、教師との人間関係を築く
- ☐ 親身になって本人から話を聞き出す
- ☐ 他の教職員からの情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう
- ☐ 様子がおかしい場合は、初期の段階から管理職に報告する
- ☐ 速やかに家庭と連絡をとる
- ☐ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携を図る
- ☐ 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を気付くための指導を取り入れる

具体的ないじめの様態

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

② 教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかわりがもてるように場を設定する。
- 心のふれあい相談員、スクールカウンセラーとの定期的な連絡会の開催。
- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。さらに2学期には3年生について心のふれあい相談員による全員面接を行う。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、年度始めの保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。
- 「SNS 秋の陽小ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組みを整え、家庭と連携して、児童及び家庭の主体的なルールづくりを推進する。
- 学校便り、保護者会の積極的な活用により、いじめの早期発見の協力依頼を行う。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- 本人や周辺から聞き取りをし、事実確認を行う。
- 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- 自尊感情をもたせるよう言葉掛けを行う。
- 休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- いじめをした児童が孤立感・疎外感をもたないよう配慮をする。
- 継続的な観察と、必要に応じて適切な指導を行う。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。
- いじめをしている児童にも、心のケアが必要であることを伝え、いじめをしている児童に対しても支援が必要であることを伝える。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応するため、夕会等で周知する。
- いじめを認知した場合は、いじめ等対策委員会に報告し、情報の共通理解を図る。
- いじめを認知したら、事実調査を行い、学校としての対策を速やかに決定し、実施する。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、双方への聞き取りや説明、また、話し合いを十分に行い、共通理解を図る。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援（児童には複数の教員によりマンツーマンで保護し、保護者には緊密に連絡を取り合って連携する。）や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。
- 「SNS秋の陽小ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組みを整え、家庭と連携して、児童及び家庭の主体的なルールづくりを推進する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

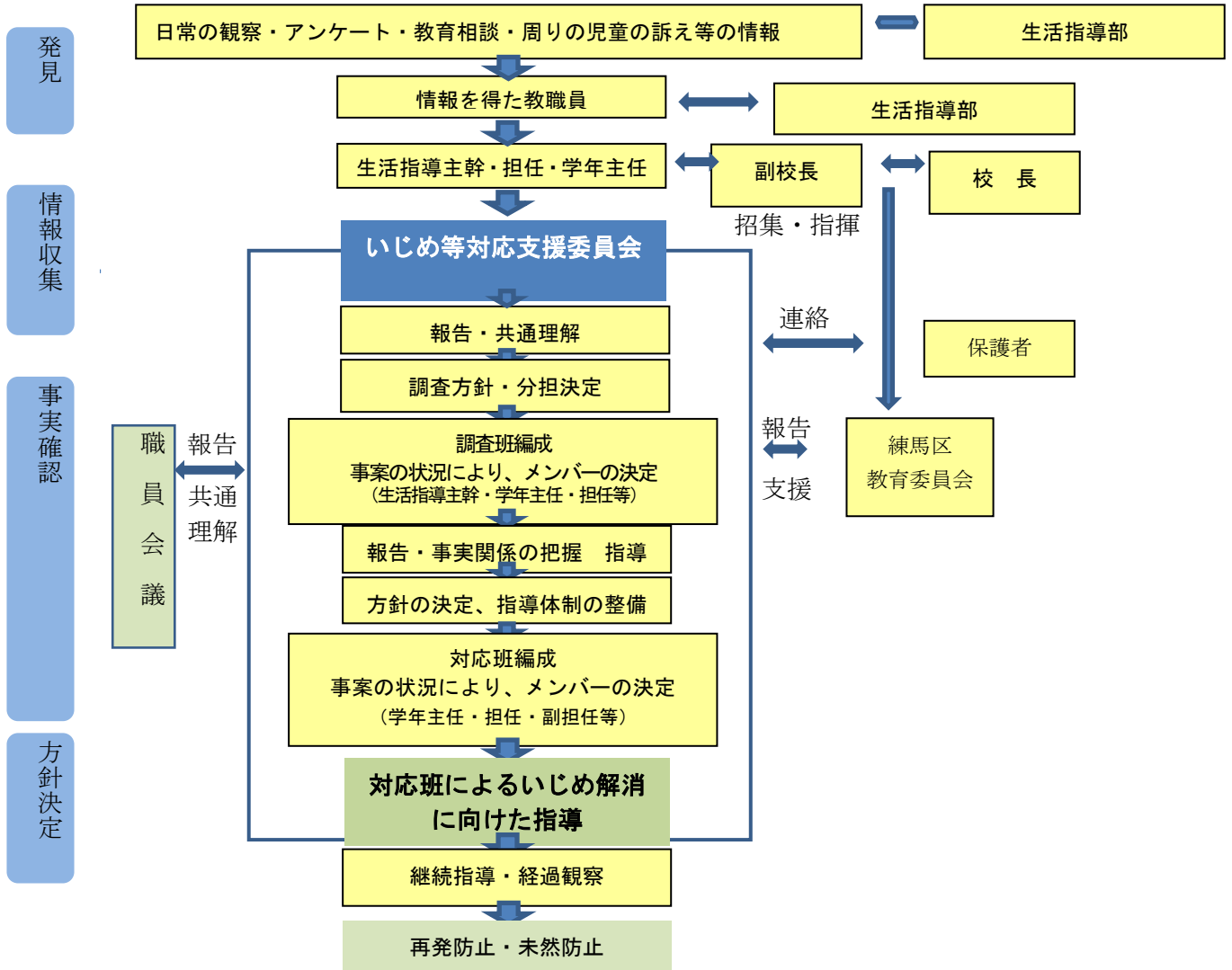
（５）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針で設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

いじめが起こった場合の組織対応の流れ

いじめの事案に応じて柔軟かつ適切に対応する

いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。



生命または身体の安全が脅かされるなどの重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。
- 事案によっては、当事者の同意を得た上で、説明文の配布や緊急保護者会を開催する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- 事案によっては、弁護士や学識経験者、進路の専門家などの参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保する。

4 付則

付則（平成26年5月1日付け 練光秋小発第20号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する。